

「ナフタレン」及び「リフラクトリーセラミックファイバー」の
管理濃度、測定方法及び局所排気装置の性能要件（案）

物質名	管理濃度（案）	測定方法（案）	局所排気装置の 性能要件・ 稼働要件（案）	【参考】 第1種作業環境 測定士の資格区分（案）
ナフタレン	10ppm	固体捕集方法ーガスクロマト グラフ分析方法	抑制濃度による （管理濃度と同じ値）	第3号
リフラクトリーセラミック ファイバー	0.2f/cc 又は 0.3f/cc 【注参照】	①ろ過捕集方法ー計数方法 ②簡易測定法（①の方法による 併行測定が必要）	抑制濃度による （管理濃度と同じ値） 【注参照】	第1号

（注）現行において、リフラクトリーセラミックファイバー製造・取扱い作業のうち一部の作業については、粉じん障害防止規則が適用されている。

この場合、粉じんの管理濃度は次の式による。

$$E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$$

E=管理濃度 (mg/m³)

Q=当該粉じんの遊離けい酸含有率 (%)

また、この場合に設置する局所排気装置の性能要件・稼働要件は、発散源の種類及びフードの型式ごとに、制御風速により規定されている。